Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-26

中国における個人情報の法的性質論について ： 民事権利説と民事法益説

周, 倩倩

(Citation)
六甲台論集. 法学政治学篇,72(2):1-31

(Issue Date)
2026-03-23

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100502641

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100502641

中国における個人情報の法的性質論について
―民事権利説と民事法益説

周　　倩倩

一　序論

デジタル社会の全面的到来により、情報の収集・保存・利用が経済や技術の発展を促進する一方で、個人の権益侵害やリスク拡散に関する深刻な懸念を惹起している。データ流通の促進と個人権利の保障との間でいかに規範的均衡を実現するかは、個人情報保護制度の核心的課題である。中国では、このような核心的課題に対応すべきものとして、そもそも個人情報とはどのような法的性質を持つのかという基礎的な問題が活発に議論されている(1)。この点について立法・学説上依然として明確な結論はない。

中国では、2017年に制定された「中華人民共和国民法総則」(2)（以下「民法総則」）第111条(3)が初めて明文で、個人情報が法律によって保護されることを規定した。これにより、民

(1)　張里安·韓旭至「大数拠時代下個人信息権的私法属性」法学論壇31巻3号（2016年）119-129頁（122-124頁）は「欧州と米国の個人情報保護法制度の発展から見れば、個人情報の法的性質という問題が普遍性かつ時代性を有することを示している」と論じる。

(2)　中国における民法典編纂過程では、「二段階アプローチ」がとられ、まず第一段階として民法総則を制定して民法典総則編とし、次に、第二段階として民法典各分編を編纂し、全国人大常務委員会審議による修正・整備を経た後、民法総則と合体させた完全な民法典草案とする方針がとられた（参照、白出博之「中国民法典の制定について（1）」ICD News（86）（2021年）65-117頁（23-24頁））。民法総則は、2017年3月15日に単行法として先行して公布され、同年10月1日より施行された。2019年12月23日には、第13期全国人民代表大会常務委員会第15回会議において、各編を統合した民法典草案が審議され、民法総則は若干の修正を経て法典の総則編として組み込まれ、再度審議を受けた。その後、2021年1月1日に中華人民共和国民法典が施行され、民法総則は廃止された。

(3)　第111条（個人情報に関する権利）自然人の個人情報は、法律により保護される。いかなる組織又は個人も、他人の個人情報を取得する必要のあるときは、法に基づいて取得し、かつ、その情報の

法理論上、個人情報の法的性質について論争が生じた。個人情報の権利性を主張する「民事権利説」と、権利性を否定して単に法律によって保護される利益（法益）に過ぎないと主張する「民事法益説」という二つの学説が主に対立している。両説は規範解釈・価値志向・制度機能の各面で異なる立場をとる。

民事権利説の立場では、個人情報は独立した権利として認められるべきであり、情報主体が自己の個人情報に対して支配・決定する権利を有すると認めることで、より適切な個人情報保護を実現できる(4)。一方、民事法益説の立場では、個人情報は公共的な性質と社会的依存性を有し、個人はその個人情報を完全に支配・管理することはできない。個人情報保護は、個人情報に関する法益の保護であり、個人情報処理者の行為を規範的に制約することによって法益の保護を実現し、それにより個人の権利と社会全体の利益とのより適切な均衡を図るものだとされる(5)。

その後、2020 年制定の「中華人民共和国民法典」(6)（以下「民法典」）は個人情報の定義や個人情報主体による更正・削除の権利などを規定した。しかし、民法典も個人情報の法的性質を明確に規定していないため、民事権利説と民事法益説の争いは続いている。

2021 年制定の「中華人民共和国個人情報保護法」(7)（以下「個人情報保護法」）は、個人情

安全を確保しなければならない。不法に他人の個人情報について収集、使用、加工又は転送をしてはならず、不法に他人の個人情報について売買、提供又は公開をしてはならない。

(4)　王成「個人信息民法保護的模式選択」中国社会科学 6 期（2019 年）124-146 頁（131 頁）。

(5)　高富平「個人信息保護：従個人控制到社会控制」法学研究 40 巻 3 号（2018 年）84-101 頁（100 頁）。

(6)　中華人民共和国民法典の日本語訳は原則として、以下に従う。渠涛訳（道垣内弘人、田澤元章、宇田川幸則監修、大村敦志編集協力）「中華人民共和国民法典 -1：対照条文編」（商事法務、2022 年）。
中国民法典に関する日本語文献で、個人情報保護について定める第 111 条に触れるものとして、以下がある。白出博之「中国民法典の制定について（4・完）」ICD news 88 号（2021 年）66-94 頁。野村高志「中国民法典について（1）その概要と人格権編の意義」日中法律家交流協会報 65 号（2021 年）16-20 頁。湯野基生「中国民法典とその人格権編」外国の立法 286 号（2020 年）103-113、115-124 頁。

(7)　個人情報委員会による個人情報保護法の翻訳として、「中華人民共和国個人情報保護法（「中华人民共和国个人信息保护法」）仮日本語訳」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/china_pipl_provisional-ja.pdf）がある。同法に関する日本語文献として、宇賀克也「中国の個人情報保護法案」行政法研究 38 号（2021 年）1-13 頁、朱大明「中国における個人情報の保護について」武蔵野法学 15 号（2021 年）1-17 頁、松尾剛行「中国における個人情報保護に関する法制度：監視に関する点にフォーカスして」比較法研究 83 号（2022 年）60-75 頁、田暁争「中国の個人情報保護法について」国際商事法務 50 巻 6 号（2022 年）665-671 頁、徐瑞静「中華人民共和国における個人情報保護立法の系譜」現代社会研究 19 号（2022 年）77-88 頁、松尾剛行「中国の個人情報保護法とデータ運用に関する法制度の論点」情報通信政策研究 5 巻 2 号（2022 年）29-50 頁、伊夢瑛「中国の個人情報とプライバシー権保護」（成文堂、2024 年）、湯野基生「個人情報保護法の制定：中国」外国の立法 No. 289-2（2022 年）8-9 頁、鄭コイン「中国における個人情報保護の動向」一橋法学 22 巻 3 号（2023 年）427-451 頁、袁上荀「中国にお

報保護に特化した法体系を確立した。同法は、個人情報の法的性質について、「個人情報権益」という用語を用いているが[8]、その法的性質について、さらに議論が生じている。そこでの争点は、個人情報権益が①民法上の人格権益として位置づけられるかまたは②私法と公法融合の権益の集合と位置づけられるかという点にある[9]。

本稿は主に、中国における、2021年個人情報保護法制定以前における民法上の個人情報の法的性質に関する議論、すなわち「民事権利説」と「民事法益説」という二元的対立の整理と再考に焦点を当てるものである。これらの議論は、個人情報が民法上いかなる保護対象として位置づけられるべきかという基本的な法理問題に直結している。個人情報保護法制定後は、この点に加えて公法／私法の関係も論じられるようになるが、それについては別稿を予定している。

本稿二では、中国の立法は個人情報保護制度の整備を着実に進展させてきたものの、個人情報の法的性質を明確に示していないため、権利説と法益説の理論的対立は解消されず、個人情報の法的性質についての論争が続いたことを示す。2017年の民法総則が初めて個人情報の法的保護を明示したが、個人情報の法的属性を明確に定めていないため、個人情報の法的属性をめぐる議論は激化し、独立した支配権を肯定する民事権利説と、公共性・社会的依存性を重視する民事法益説という二大対立構造が形成された。2020年の民法典は救済手段を整備したものの法的性質を規定せず、対立は継続した。さらに2021年の「個人情報保護法」は法の立法目的を「個人情報権益」の保護と定めたが、その法的性質を特定しなかったため、従来の民事権利説と民事法益説をいかに整合させるかが現在の中心的課題となっている。

三では、「民事法益説」の理論的構成とその問題点を検討する。同説によれば、個人情報保護制度の核心的機能は他者による情報処理行為の規制による利益保護（行為規制モデル）にあり、その規範構造はむしろ法益保護型の構成に近い。個人情報の内容が不確定であること、また情報の社会的流通が不可欠であることから、これを主観的権利の形態として構成することは適用上の困難を伴う。そのため民事法益説は、保護の中心を情報処理関係における人格的利益および社会的利益に置き、特定主体の排他的権利の問題として理解することを否定する。しかしながら、民事法益説は社会機能および秩序維持を過度に重視するあまり、個人主体としての権利保障を弱める傾向がある点が問題になる。

ける個人情報保護公益訴訟に関する一考察：大規模な情報漏洩等に対する救済手段として」法學政治學論究143号（2024年）135-169頁、孟慶廉「個人情報の保護と被害者救済：中国における個人情報を保護するための法的規制と実務経験を素材に」産大法学59号（2025年）45-98頁がある。

(8)　前掲注(7)の個人情報保護委員会訳は、「個人情報に関する利益」とするが、本稿は「個人情報権益」を用いる。

(9)　高富平·李群濤「個人信息権益的民法新定位」東岳論叢44巻6号（2023年）166-176頁（166頁）。

四では「民事権利説」の理論的構成とその問題点を検討する。同説は、個人情報の保護は権利化を通じて実現されるべきであり、個人が自己に関する情報の制御および決定能力を有することを保障するものであるとする。学界では「個人情報はいかなる権利であるか」をめぐり、財産権説、一般人格権説、プライバシー権説、個人情報権説などの多様な理論が展開されている。このうち、個人情報権説が主流的立場となりつつある。同説は、個人情報を従来の人格権（特にプライバシー権）とは区別される具体的・独立の人格権と捉える。また、個人情報権説のうちの権能説は、基礎的権利としての個人情報権の派生的な権利としての知情権(10)（自らの個人情報が誰によって、いかなる目的・手段・範囲で処理されているのかについて、情報主体が透明性を確保し必要な情報の提供を受けることができる権利をいう）、決定権、訂正権、削除権などを個人情報権の具体的権能内容として、個人による情報処理の自己統制能力を強化することを目的とする。しかしながら、民事権利説は権利の排他性および自己決定性を強調することによって、情報流通の社会的必要性および制度的現実を軽視する危険を孕むという問題がある。

五では、以上の議論を総括し、残された課題を示す。個人情報保護法制定後には、個人情報権益の法的性質をめぐる公法／私法の論争や本稿で検討した民事権利説と民事法益説をどう整合するのかについての課題が残っている。

以上のように、本稿は民事法益説と民事権利説の体系的分析と批判的検討を通じて、両説の理論的限界を明らかにすることを目指すものである。個人情報の法的性質に関する最終的な解明は、民法体系の論理的整合性の問題にとどまらず、デジタル時代における法秩序の再構築というより根本的な課題に深く関わるものである、本稿は中国法におけるその理論的模索について分析する上での中間作業である。

二　問題の所在

（一）実定法の規定の変遷

中国法上、個人情報の法的性質および立法上いかなる法的地位を与えるべきかという問題については、これまで曲折を経ながらも明確な結論には至っていない。以下ではまず、個人情報保護に関する実定法規定の変遷を見る。

---

(10)　程嘯「個人信息保護法理解与適用」中国法制出版社（2021 年）330 頁は、知情権について、「自己の個人情報が誰によって処理されているのかという処理主体の特定、当該主体がいかなる目的の下で個人情報を処理するのかという処理目的、いかなる手段・方法により処理が行われるのかという処理方式、さらには処理の対象となる個人情報の範囲・内容が何であるのか等について、情報主体が知悉することを求め得る権能を包括的に意味する」と述べる。

1. 民法総則

1987年に施行され、2009年に改正された「中華人民共和国民法通則」には個人情報保護に関する規定は含まれておらず、2017年に施行された民法総則[(11)]において初めて個人情報に関する規定が設けられた。民法総則第5章「民事権利」の中に置かれている同法第111条は、「自然人の個人情報は法律によって保護される。いかなる組織または個人も、他人の個人情報を取得する場合は、法に従って行い、情報の安全を確保しなければならない。違法に他人の個人情報を収集、使用、加工、伝達してはならず、また違法に売買、提供または公開してはならない」と規定した[(12)]。

同条は個人情報は法律によって保護されることを規定するが、個人情報の民法上の定位―法的性質―については明確に規定していない。そのため学説上に個人情報は権利として保護される（民事権利説）か、または利益として保護される（民事法益説）かという論争が始まった[(13)]。

---

(11)　民法総則について、前掲注（2）参照。

(12)　同条の翻訳と説明について参照、白出博之「中国民法総則の制定について（5）」ICD news 82期（2020年）52-95頁（64頁）。但し訳語は、渠涛・前掲注（6）の民法典の訳語に合わせた。

(13)　もっとも、民事法上、権利として保護されることと利益として保護されることを区別する意義がどこにあるのかは決して自明ではなく、中国でも特に不法行為法について議論がある。2009年に施行された「中華人民共和国侵権責任法」（不法行為法）第6条第1項（現在は民法典1165条に統合されている）は「行為者が過責（过错）により他人の民事上の権益を侵害した場合、不法行為責任を負わなければならない」として「権益」という語を用いている。この条文をめぐり、学界の議論の焦点は、「権利」と「利益」を同等に保護すべきか、それとも区別して保護すべきかという問題にあり、明確に二つの立場に分かれている。

第一は、権利と利益は同等に保護されるべきだとする立場である。全国人民代表大会法制工作委員会の王勝明副主任は、権利と利益は同等に保護されるべきであり、侵権責任法がドイツの立法モデルを採用しなかった理由は、両者の境界が曖昧であり、さらに権利と利益は相互に転化し得るからだと述べている（王勝明主編「中華人民共和国侵権責任法解読」中国法制出版社（2010年）10頁）。

第二は、権利と利益は区別して保護すべきであり、その区別の方法として、ドイツモデルに照らして侵権責任法第6条第1項を解釈すべきだとする立場である。葛雲松教授は、文言のみから侵害責任法第6条第1項を解釈すれば、同条はすべての民事上の利益を同程度に保護することになり、それは理論上破滅的であり、実務上も危険であると指摘する。そのため、ドイツ法の立法構造に基づき目的論的縮減を行い、権利と利益を区別して保護する必要があるとしている（葛雲松「侵権責任法保護的民事権益」中国法学3期（2010年）37-51頁（40頁））。

于飛教授は、権利と利益の区別について、ドイツの学説における三つの教義学的基準――「帰属効能」「排除効能」「社会的典型公開性」――を批判的に参照すべきであると論じる。これら三基準を満たすものは「権利」であり、完全に満たさないものは「利益」と位置づけられるとしている（于飛「侵権責任法中権利和利益的区分方法」法学研究（2011年第4期）104-119頁（108頁））。

2. 民法典

2020年5月28日に全国人民代表大会により採択された民法典第111条は、民法総則第111条の文言をほぼそのまま承継し、立法上の継続性を示した。

もっとも民法典は、民法総則に存在しなかった人格権編を新設し、その第6章（第1034条～第1038条）において個人情報保護の制度体系を体系的に規定している。具体的には、以下のような規定である。

①個人情報の定義　第1034条2項は、「個人情報とは、単独又はその他の情報と結合して特定の自然人を識別することのできる各種情報で、電子的又はその他の方式で記録されたものとし、自然人の氏名、生年月日、身分証明書の番号、遺伝子識別情報、住所、電話番号、メールアドレス、健康情報、行動情報等を含む。」という個人情報の定義を規定している。

②個人情報の処理に関する原則と条件　第1035条は、「処理」とは、収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開等を含む行為であると定義した上で、個人情報の処理に当たっては、合法・正当・必要の原則を満たし、当該自然人等の同意の上、情報処理の規則を公開し、その目的、方法、範囲を明示し、法律又は行政法規の規定及び双方の約定に違反しないこと等の条件を満たさなければならないとしている。

③個人情報処理の免責事由　第1036条は、情報処理者が民事責任を負わない場合として、当該自然人等が（a）当該自然人又はその後見人の同意した範囲内で合理的に実施した行為、（b）当該自然人が自ら公開し、又はその他すでに合法的に公開された情報に対する合理的な処理である行為（当該自然人等が明確に拒絶し、又はその情報の処理が当該自然人の重大な利益に対する侵害になる場合を除く）、（c）公共の利益又は当該自然人等の合法的権益を維持し、又は保護するために、合理的に実施したその他の行為などを挙げている。

④個人情報の主体の権利　第1037条の規定では、個人情報の主体たる自然人が情報処理者に対し訂正、削除等の請求権を持つことに加え、情報処理者が処理する個人情報を当該自然人が閲覧し、又は複製する権利を認めている。

⑤情報処理者の安全保障義務　第1038条は、情報処理者に対し、収集又は保存した個人情報を漏洩又は改ざんしたり、当該自然人の同意なく他者に不法に提供したりすることを禁じている（ただし、個人情報を識別できず、かつ、復元が不可能になったものを除く）。それと共に、技術的措置等による漏えい等の防止、発生した場合の救済措置、当該自然人への

また、王利明教授は「民事権利と民事利益は民法上で異なる地位を有しており、民事権利の保護に比べ、民事利益の保護は厳格に制限されるべきである、行為者に主観的な悪意などがある場合に限り、被害者が被った利益に対して不法行為法上の救済を提供する必要がある。利益保護の範囲が過度に広範であると、人の行動の自由を制約し、訴訟の濫用を招きやすい」と論じる（王利明「侵権法一般条款的保護範囲」法学家3期（2009年）19-31頁（24頁））。

告知及び関係主管機関への報告等の義務を課している[14]。

これらの規定は、中国における個人情報保護立法史上、画期的意義を有するものであり、後続の立法の基礎的出発点をなしたと評価されている。

もっとも、権利か法益かという点については、民法典の立場は曖昧である。上記のように、民法典第1037条は、自然人に閲覧権、複製権、削除権および訂正権の権利を認めている。他方、民法典第111条は依然として民法総則第111条の規定を完全に踏襲しており、個人情報を明示的に「権利」として位置づけてはいない。文理上は個人情報を「法によって保護される利益」として描くにとどまっている。このような民法典の規定は、結局のところ、個人情報が権利であるのか、あるいは法益にとどまるのかという根本的争点を解消するものではなかった。

3. 個人情報保護法

2021年11月に施行された個人情報保護法は、中国で初めて独立した法典として個人情報を規律したものである。同法は「個人情報権益」という表現を用いて、個人情報自体の法的地位が「権益」であることを示している[15]。すなわち、第1条において「個人情報権益を保護すること」を立法目的とし、第2条において「自然人の個人情報は法律によって保護され、いかなる組織または個人も自然人の個人情報権益を侵害してはならない」と規定している。

同法は「個人情報権益」という曖昧な概念を使っている一方で、個人情報保護法第4章「個人の個人情報処理活動における権利」において、民法典第1037条と同様、個人情報主体が有する「権利」[16]を定めている。民法典第1037条が定める閲覧権、複製権、削除権および訂正権に加えて、知情権、決定権（第44条）と解釈説明権（第48条）が新たに定められた。

（二）民事権利説と民事法益説の基本的対立点

三以下で、民事権利説と民事法益説それぞれの議論を詳細に見ていくが、まず両説の基本的な対立点を示しておくことにしたい。

民事法益説は、個人情報を権利化することは情報共有の本質を阻害し、情報取得コストを高め、デジタル経済の発展を妨げると指摘する。さらには、個人情報には公共性が内在

---

(14)　湯野·前掲注（6）112頁。

(15)　ここで用いられる「権益」概念の具体的含意、すなわち、「権益」とは何を指すのか、またそれは「権利」および「利益」といかなる関係に立つのかという点が問題になる。この点については別稿を予定している。

(16)　四（五）で後述する個人情報権説のうちの「権能説」は、これら閲覧権、知情権等の「権利」は「権利」ではなく「権能」だとする。

し、情報はもともと公共領域に属する素材であり、誰もが利用し得る資源であるとする。したがって、個人に対して個人データの排他的支配権を付与し、いわば「私有化」することは、法的正当性を欠き、人類社会の制度的基盤にも反するとの批判がある(17)。

これに対して、民事権利説は、権利による保護モデルこそが個人情報保護にとってより有効であると主張する。その立場によれば、権利付与の欠如は、個人情報の保護に不利であるのみならず、情報の有効利用にも不利である。とりわけプライバシーと比較した場合、個人情報の権利化はより必要性が高い。プライバシー保護が主として事後救済を目的とする消極的保護であるのに対し、個人情報の権利は消極的保護機能に加え、情報共有の価値を実現する積極的機能を併せ持つ。したがって、個人情報に権利的地位を与えない限り、第一に個人情報の法的性格を明確にできず、第二にその利用が無秩序な状態に陥ると論じる(18)。

また、民事権利説の主流となっている「個人情報権説」は、個人情報の法的性質は「個人情報権」という独立した具体的人格権、即ち情報主体が自己の個人情報について有する支配・管理・排他の権利であるとする(19)。知情権・訂正権・削除権などは独立した法律上の権利ではなく、個人情報権の内在的内容として位置付けられるものであり、これらの権利は本体としての個人情報権から分離して存在することはできず、独立して譲渡したり、単独で価値を有したりするものではないとされる(20)。

これに対し、民事法益説は、個人情報の「不可支配性」に着目して権利化を批判する。すなわち、「情報が特定の個体を識別し得るとしても、それが必ずしも個人に帰属することを意味しない。なぜなら、個人情報の流通は個人と社会との関係形成に不可避的に伴うものであり、個人は公共性を有する個人情報を完全に統制することはできない」とする(21)。

総じてみれば、民事権利説と民事法益説の対立は、単なる概念上の差異にとどまらず、個人情報保護制度に対する価値志向および体系的位置づけの相違を反映している。すなわち、民事法益説は社会全体の利益および秩序維持の観点から、個人情報保護を特定の法益に対する規範的応答として捉える。一方、民事権利説は人格的尊厳および主体的自己決定を基盤とし、個人情報に独立の権利地位を与えることで、情報処理に対する個人の自己統制を実現しようとするものである。三以下では、これら二つの立場の理論的基礎および制度的意義をより明確にするために、両説の理論的構成とそれに対する批判を分析する。

---

(17) 高富平・前掲注（5）94-96頁。
(18) 申衛星「論個人信息権的構建及其体系化」比較法研究5期（2021年）1-13頁（3頁）。
(19) 王成「個人信息民法保護的模式選択」中国社会科学6期（2019年）124-146（140-144頁）。
(20) 申衛星・前掲注（18）4頁。
(21) 高富平・前掲注（5）95-101頁。

三　民事法益説の理論的構成とその問題点

民事法益説は、個人情報を独立した民事権利とはみなさず、法律によって保護される社会的法益として位置づける立場である。この見解は、民法総則第 111 条・民法典第 111 条の文理解釈および目的論的解釈に基づいて、加えて個人情報の権利客体としての不確定性や、権利化が情報流通を阻害する可能性といった複合的要因を考慮して、権利付与による保護ではなく、行為規制によって個人情報の法的保護を実現すべきであると主張する。以下では、民事法益説[(22)]の理論構造に関する四つの観点を整理する。

（一）文理解釈：法律の文言は独立の「個人情報権」を確立していない

条文の文言をみると、民法総則第 111 条又は民法典第 111 条はいずれも「自然人の個人情報は法律によって保護される」という表現を採用しており、「個人は個人情報権を享有する」といった権利性を示す表現を用いていない。これは、同条が含まれる第 5 章「民事権利」における姓名権・肖像権・名誉権・栄誉権などの具体的人格権に関する条文[(23)]と明確な対照をなす。後者は「権」という語を用いて権利の存在を明示しているのに対し、前者は単なる保護宣言にとどまっている。陳甦教授の指摘によれば、民法総則第 111 条は個人情報利益に対する保護規定であり、個人情報が法的保護の対象であることを宣示するにとどまり、権利を確立する性質の規範ではない[(24)]。

さらに、同条後段における「いかなる組織または個人も、他人の個人情報を取得する場合には法に従い、情報の安全を確保すべきであり、違法な収集・使用・加工・伝達・売買・提供・公開をしてはならない」との規定は、権利主体の請求権や排他権を示すものではなく、むしろ相手方の行為の制限および義務付けを内容とする。したがって、文理解釈の観点からすれば、立法は個人情報に独立した権利的地位を認めるものではなく、個人情報取扱者への義務規範の設定を通じて法益の保護を図るにすぎない[(25)]。

---

(22)　本稿においては、民事法益説の共通理解と特定研究者の独自の見解を区別して論述する。個人名を示さない記述は、法益説における通説的立場を意味するものである。また、四における民事権利説の整理についても、この記述方針に準ずる。

(23)　民法総則第110条・民法典第110条

自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主決定権等の権利を有する。

法人、非法人組織は、名称権、名誉権、栄誉権を有する。

(24)　陳甦編「民法総則評注（下）」法律出版社（2017年）787頁。

(25)　季平平「論個人信息利益的民法属性」学習与探索9期（2022年）79-85頁（80頁）。

（二）目的論的解釈：権利化モデル（権利）と行為規制モデル（法益）

葉金強教授の観点によれば、権利化モデルは主体に排他的支配権を与えることを核心とし、高度な排他性と自己実現機能を有するのに対し、行為規制モデルは他者の一定行為を制限することによって利益空間を形成し、利益保護を実現するものである。権利化モデルと行為規制モデルのこのような区別に基づけば、民法総則第 111 条の立法目的は、自然人に直接的な権利を付与することではなく、他者の行為を規制することによって特定の利益を保護する点にあるとされる(26)。

民法総則第 111 条が定めるところによれば、行為者は法に従い個人情報を取得し、情報の安全を確保し、情報漏洩を防止し、違法な収集・加工・売買などを行ってはならない。このような立法構造は、権利の帰属を前提とする配分型モデルではなく、行為のコントロールを核心とする規制モデルを体現している。行為規制モデルの保護範囲は相対的に限定的であり、その目的は行為の境界を設定することにより利益享有者の保護範囲を画定し、同時に行為者に一定の自由を残す点にあるという(27)。

このような限定的保護構造は、個人利益と社会全体の利益との均衡を図る立法上の配慮を反映しており、個人情報法益を保護しつつ、情報活動の自由を過度に制限しないという政策的判断の現れである(28)。したがって、個人情報保護制度の本旨は、情報処理行為が人格的利益に不当な侵害を与えることを防止する点にあり、個人に情報への絶対的支配権を付与することにあるのではないというのが葉教授の議論である。

（三）権利客体の不確定性：個人情報は独立の権利客体となり難い

民法体系の観点からすれば、独立した権利を確立するためには、明確な権利主体・権利客体・権能内容を備える必要がある。しかし、個人情報の範囲と性質に照らすと、伝統的民法が要求する「特定性」および「排他性」の基準を満たすことは困難である。個人情報に対する権利は極めて多様であり、姓名・肖像・プライバシーなど既に他の人格権によって保護されている要素を含む一方、人格性の薄い情報も多数存在する。劉召成教授は、個人情報は姓名権・肖像権・プライバシー権等と大きく重複し、その機能の一部は一般人格権に吸収されているため、独立した具体的人格権を構成するには足りないと指摘する(29)。

言い換えれば、個人情報は法的保護の対象ではあるものの、その境界の曖昧さと内容の多元性のために、独立権利として構成することは適当でなく、既存の人格権体系との重複や矛

---

(26) 葉金強「民法総則民事権利章的得与失」中外法学29巻3号（2017年）645-655頁（651頁）。
(27) 葉金強·前掲注（26）652頁。
(28) 葉金強·前掲注（26）652頁。
(29) 劉召成「論具体人格権的生成」法学3期（2016年）26-39頁（28頁）。

盾を引き起こすおそれがある。したがって、立法者が個人情報保護に関して行為規制モデルを採用し、権利化を回避したのは、このような客体不確定性に基づく制度的判断といえるというのが民事法益説の立場である。

（四）権利化の制度的リスク：情報流通と社会発展への阻害

最後に、民事法益説は、制度機能の観点から、個人情報の権利化は規範的根拠を欠くだけでなく、不利益な社会的影響をもたらすとする。すなわち、個人に情報への絶対的支配権を与えることは、情報の利用およびデータ流通を過度に制限し、ひいてはネット社会およびデジタル経済の発展を阻害する可能性があるとする(30)。

現代社会においては、情報の適正な流通こそがイノベーションと公共ガバナンスの前提条件である。個人情報を過度に権利化すれば、情報共有や活用の柔軟性が損なわれ、データ取引および技術革新の制度的コストが上昇することは避けられない。これに対して、法益保護を核心とする制度設計は、特定の違法行為を禁止することによって最低限の保護水準を確保しつつ、情報処理活動に相応の自由を残すことにより、個人利益と社会利益の調和を図るというのが民事法益説の立場である(31)。

（五）小括

以上のとおり、民事法益説の理論体系は、規範解釈および制度機能分析を基礎とし、個人情報保護制度の行為規制性と利益衡量性を強調する。条文の文義、立法目的、権利構造、社会機能のいずれの観点から見ても、現行法は個人情報に独立した権利的地位を与えていない。個人情報を法益として保護することにより、立法は個人の権益と社会的発展との間に動態的均衡を実現し、今後の制度的展開に一定の柔軟性を残していると民事法益説の立場からは評価される。

（六）民事法益説の問題点

民事法益説は、情報流通と個人情報保護との調和や、民法体系の安定性維持といった点で一定の利点を有するものの、同時に避けがたい欠点も存在するという批判もある。

第一に、吕炳斌教授は権力不均衡における保護不足の問題を指摘する。情報社会においては、個人とネットワークプラットフォームやデータ処理者との間に、構造的な力の格差が存在する。個人は交渉力と交渉資源を欠き、情報の収集・利用過程において平等に交渉するこ

---

(30)　丁暁東「個人信息私法保護的困境与出路」法学研究40巻6号（2018年）194-206頁（196頁）。
(31)　高富平・前掲注（5）93頁。

とができない。もし個人情報を単なる「利益」としてのみ捉え、「権利」として位置づけない場合、個人は制度上の優先的保護を受けることができず、情報の非対称性と権力の不均衡が一層固定化される危険があるとされる(32)。

第二に、呂教授は法的不確実性が行動予測を曖昧にする点も指摘する。「法益保護」モデルのもとでは、個人情報の保護対象や範囲が不明確であり、明確な法的境界と制度的予測可能性を欠く。この不確実性は、個人・企業・監督機関それぞれの行動判断を困難にし、司法判断の安定性と予測可能性を低下させるとされる(33)。

第三に、王利明教授は不法行為救済における保護の弱さを挙げる。不法行為法の構造上、権利侵害の違法性が認定される場合、保護の強度はより高い。これに対し、単なる「法益」としての保護では、違法性や過失の判断が情報主体に不利に働く傾向があり、企業によるデータ乱用が実効的に抑制されにくい。これに対し、権利化による保護は、企業行為の規律を強化し、情報主体に対するより強固な防御を可能にする(34)。

以上のように、民事法益説の法益保護モデルは、柔軟性や社会全体の利益との均衡を重視する点で一定の合理性を有するものの、現実には多くの欠陥―すなわち、個人の弱者的地位の固定化、法適用の不確実性、不法行為救済の脆弱性、個人情報保護法制度の混乱―があるという批判が提起されている。

四　民事権利説の理論的構成とその問題点

(一) 権利性の論証

民事権利説によれば、個人情報は単に法律によって保護される法益にとどまらず、民法上の独立した権利として確立されるべきものであり、固有の権利属性と主張可能性を有する。この立場は、個人に情報処理活動における主体性とコントロール権を付与することによって、実質的な自己決定を実現しようとするものである。権利性の理論的根拠は、1. 民法総則又は民法典に基づく体系的解釈、2. 権利化の可能性とその要請の二つの次元から説明される。

1. 民法総則·民法典の体系的解釈

民事権利説は、体系的解釈の観点から見て、民法総則第 111 条·民法典第 111 条の配置位置および隣接条文との関係には重要な規範的意味があるとする。これらの条文は、「自然人

(32) 吕炳斌「個人信息権作為民事権利之証成：以知識産権為参照」中国法学4期（2019年）44-65頁（45頁）。

(33) 吕炳斌·前掲注（32）46頁。

(34) 王利明「論人格権請求権与侵権損害賠償請求権的分離」中国法学1期（2019年）224-243頁（228頁）。

の個人情報は、法律により保護される。いかなる組織又は個人も、他人の個人情報を取得する必要のあるときは、法に基づいて取得し、かつ、その情報の安全を確保しなければならない。不法に他人の個人情報について収集、使用、加工又は転送をしてはならず、不法に他人の個人情報について売買、提供又は公開をしてはならない」と規定する。また、第111条は第5章「民事権利」に位置づけられ、第110条「人格権」と第112条「身分権」との間に置かれている。この体系的配置は偶然ではなく、立法者による明確な法理的意図を示すものであるとされる(35)。

例えば、民法総則·民法典第127条と第111条を比較してみよう。第127条は「法律がデータまたはネットワーク上の仮想財産の保護について規定する場合には、その規定に従う」と定めるが、これは具体的内容を欠く誘導的条項にすぎず、第126条の「民事権益に関する包括的規定」に続く指針的性格を有する。もし立法者が単に個人情報保護に対する基本的態度を表明することのみを意図していたならば、第127条と同様の宣言的方式を採用するだけで足りたはずである。しかし、第111条はそれとは異なり、独立した明確な規定形式を採っている。この差異は、立法者が第111条によって独自の保護内容を有する権利規範を確立する意図を有していたことを示すものである(36)。

王成教授は、民法総則の体系的解釈に基づけば、第111条によって確認された個人情報保護は人身的属性を有し、人格権領域に属する民事権利と解すべきであると論じる。同様に、民法典の体系構造をみると、第111条は第1編「総則」第5章「民事権利」に位置づけられ、同章は各種の具体的民事権利およびその内容を規定している。同章第112条は身分権を、第113条および第114条はその他の具体的権利を定めていることから、立法者が個人情報保護条項を他の権利条項と並列させたのは、個人情報を権利の客体として認める意図を示していると理解できる(37)。

さらに、個人情報を単なる法益とみなすだけでは、第111条が人格権条項と緊密に結びついている体系的位置づけを説明できない。人格権が保護する法益は本質的に人格的尊厳・人格的独立と密接に関わる基本的人身的利益であり、民法総則·民法典第111条はいずれも自然人を権利主体として、個人情報に対するコントロールおよび排他的権能を規定している点で、明らかに権利規範的性格を有している。

したがって、体系的解釈の観点からは、個人情報保護は人格権体系に属する具体的権利として理解すべきであり、単なる法益保障にとどまるものではないというのが民事権利説の立

(35)　王成·前掲注（4）140頁。
(36)　王成·前掲注（4）141頁。
(37)　王成·前掲注（4）141頁。

場である。

2. 学理上の権利性論証の試み

民事権利説を採る学者は、個人情報が民法上の独立した権利であると明確に主張し、その根拠を三つの側面から論証を試みている。(1) 個人情報の保護法益は独立性と可分性を有すること。(2) 個人情報が権利客体の独立性を有すること[38]。(3) 社会および技術の発展が個人情報の権利化を必然的に要求していることである。

(1) 保護法益の独立性・可分性

民事権利説は、個人情報の保護法益は独立性および可分性を有すると主張する。

民法がある利益を権利として承認するためには、その利益が独立して識別可能であることが前提となる。生命権・身体権・健康権はいずれも物質的人格権に属するが、それぞれが保護する法益は相互に独立し、明確に区別されているため、独立した権利類型として成立している[39]。

---

(38)　この点は上記三の（三）の法益説の見解と逆になる。

(39)　楊立新「従生命健康権到生命権、身体権、健康権——民法典対物質性人格権規定的規範創新」揚州大学学報（人文社会科学版）24巻3号（2020年）26-40頁第34頁は、生命権・身体権・健康権がいずれも物質的人格権の中核を構成するが、それぞれが保護する法益の焦点と範囲は明確に区別されるとする。具体的な分析は以下のとおりである。

一　生命権：生命の存在と尊厳の保障

生命権が保護する法益は主に二点に集中する。第一に、生命安全維持権であり、これは違法な生命剥奪を禁止し、権利者が自己防衛または生命の危険除去を請求する権利を有することを意味する。第二に、生命尊厳維持権であり、その核心は生命の最終段階における「死の尊厳」の保障にある。すなわち、尊厳死や事前指示書（リビングウィル）などを通じ、人道的な扱いを受ける権利が認められる。

二　身体権：身体の完全性と限定的支配の維持

身体権が保護する法益は、まず身体完全維持権として現れる。これは、身体組織の完全性を違法に侵害するいかなる行為も禁止するものである。次に、身体限定支配権があり、法の枠内で無償提供（臓器提供など）が認められるが、身体の商業的取引はいかなる形でも厳格に禁止される。

三　健康権：心身の健全性と合理的支配の保障

健康権は、生理的側面と心理的側面の双方を含む。心身健康維持権は、身体機能の正常な働きおよび良好な心理状態を保障し、心身に損害を与える行為を禁止する。また、健康利益支配権は、個人が自ら医療方針（たとえば合法的な臨床試験への参加など）を決定する自由を認めるが、原則として治療放棄や自傷など、自身の健康を著しく害する行為は認められない。

四　核心的差異

三つの権利の根本的な相違点は以下のとおりである。

同様に、個人情報が保護する利益も可分的である。個人情報とプライバシー権の保護領域は交錯するが、両者は重ならない。プライバシー権が個人生活の平穏や秘密保持といった非公開領域を対象とするのに対し、個人情報権は情報のコントロールと利用を中心とするものであり、秘匿性を欠く情報であっても個人の支配対象に含まれる(40)。

したがって、個人情報権が保護する法益は、人格的尊厳や精神的利益にとどまらず、経済的利益や社会的関係における自己決定といった複合的利益を包含する。そのような多層的利益基盤は、個人情報を独立した権利として構成することの必要性と合理性を支えている(41)。

王利明教授もまた、個人情報とプライバシーは交差するが、両者は明確に区別される独立した人格的利益であり、法は独立の個人情報権を確立すべきであると指摘している(42)。

(2) 権利客体としての独立性

民事権利説は、個人情報は独立した権利客体を構成し得ると主張する。

個人情報とは、特定の自然人を識別することができる情報の集合であり、身分情報・社会的関係・行動記録・信用資料などを含む。個人情報は有体物ではなく、物理的に占有することはできないが、情報主体は法的にそのコントロール権を有し、他者による違法な収集・使用・伝達を排除することができる。この「支配―排除―決定」という権能構造は民法上の絶対権に類似しており、個人情報が独立した権利客体として十分に成立し得ることを示している(43)。

(3) 社会および技術の発展からの要請

民事権利説によれば、社会および技術の発展が個人情報の権利化を不可避のものとしているとされる。

- 生命権は「生命そのもの」を保護し、放棄不可能であり、「死の尊厳」の維持のみが認められる。
- 身体権は「身体の完全性」を保護し、支配権はきわめて限定的で、無償提供のみが許容される。
- 健康権は「心身の状態」を保護し、合理的な範囲での自己支配を認めるが、健康を著しく害する行為は認められない。

以上のように、生命権は人格の根幹を支え、身体権は物理的完全性を保障し、健康権は心身の機能的健全を維持する。それぞれが異なる次元から自然人の基本的利益を保護しているとされている。

(40) 楊立新「個人信息：法益抑或民事権利――対《民法総則》第111条規定的“個人信息”之解読.」法学論壇33巻1号（2018年）34-45頁（38-39頁）。

(41) 楊立新・前掲注（40）39頁。

(42) 王利明「論個人信息権在人格権法中的地位」蘇州大学学報（哲学社会科学版）33巻6号（2012年）68-75頁（68頁）。

(43) 王利明・前掲注（42）69頁。

デジタル化・ネットワーク化の進展により、個人情報は社会の中核的資源となり、その収集・分析・取引の形態は従来の人格権保護の枠を超えている。情報漏洩はプライバシー侵害にとどまらず、身元盗用・信用損害・アルゴリズム差別など新たな損害をも引き起こす。従来のプライバシー保護モデルでは、こうした複雑なリスクに十分対応できない。したがって、独立した個人情報権を確立することによってこそ、人格的尊厳と財産的利益の双方を包括的に保護することができる(44)。

以上の体系解釈および学理分析から明らかなように、民事権利説は個人情報が独立した権利性を有し、民法上の一つの具体的人格権として承認されるべきであると主張する。この立場は、情報社会における個人の自己決定と人格尊重の理念を制度的に実現するための基礎的理論を提供している。

（二）民事権利説の問題点

1. 民事権利説の規範的困難：立法構造および体系論理からの乖離

民事権利説の核心は、個人情報権を中心に個人が自己の個人情報に対して排他的・支配的なコントロール権を有するという主張にある。しかし、民法典又は個人情報保護法の規範構造や条文内容を精査すると、個人情報権は実質的に排他性と自決性を備えた権利として確立されているわけではなく、一定の「情報処理関係」において認められる請求権や防御的利益としてのみ表現されているに過ぎないと批判される(45)。

規範内容から見ると、民法典第1037条及び個人情報保護法第4章が定めるのは、個人が情報処理活動の過程で有する一定の授権的権利と、それに対応する処理者の義務である。具体的には、授権的権利には知情権、決定権（個人情報保護法第 44 条。以下条番号のみで示す）、閲覧・複製権、データポータビリティ権（第 45 条）、訂正・補充権（第 46 条）、削除権（第47条）、説明請求権（第48条）、および死亡者の近親者による閲覧・訂正・削除権（第49条）が含まれる。さらに、同意撤回権（第 15 条）や自動化意思決定に対する説明・拒否権（第 24 条）も認められている。一方で、処理者側には同意取得・告知義務、安全保障義務（暗号化・匿名化等）、情報の正確性維持義務、アルゴリズム推薦に際する選択肢提供・拒否の便宜義務などが課されている。

しかしながら、これらの規範構造から明らかなように、いわゆる個人情報「権利」は、伝統的な人格権が有するような支配性・排他性を備えているわけではない。むしろその存在形態は、具体的な情報処理関係および処理者義務の設定に依存していると批判される。この点

（44） 楊立新・前掲注（40）39頁。

（45） 寧園「“個人信息侵権”方案的反思及其重塑」当代法学38巻1号（2024年）44-56頁（47頁）。

は次の三つの側面から論証できるとされる。

第一に、個人情報上の利益は明確な「場面依存性」を有し(46)、情報処理関係の存在を前提としてのみ成立する。情報の収集・保存・利用等の処理行為が発生する、または発生する蓋然性がある場合に限り、個人は法的権利を享有し、処理者が義務を負う。したがって、個人情報権の行使範囲は特定の「処理関係内部」に限定され、一般的対世効を有する権利形式ではない(47)。

第二に、個人情報の権利構造は社会全体に向けられたものではなく、情報支配力に不均衡のある主体間においてのみ成立する。個人は、自身と情報支配力が等しい第三者に対して、知情権や同意権を主張できず、相手方も告知・同意義務を負わない。もし個人情報権を絶対的権利として拡張すれば、他者の情報自由・行動自由を過度に制限し、情報流通秩序を攪乱し、社会的交際の基盤を動揺させるおそれがある(48)。

第三に、個人情報権は支配性を欠き、その本質は自決的利益ではない。寧園教授は W. N. Hohfeld の権利分析に依拠して、真正の自己決定権とは、個人が自己の意思によって法律関係を創設・変更・終了させる権力（power）を含むものであるとする。しかし個人情報処理関係において、個人が行使できるのは「同意」または「拒否」に限定され、処理活動を主導する能力はない。現行制度の下では、個人情報上の権利は自由（privilege）および請求権（claim）として現れ、処理活動発生前には同意・拒否の自由を、処理関係成立後には義務履行の請求を可能とするにとどまる。したがって、いわゆる「個人情報自己決定権」は実質的支配構造を備えず、処理メカニズムに従属する相対的請求権にすぎないというのである(49)。

以上より、個人情報権利説は民法典および個人情報保護法の立法論理から乖離しているこ

---

(46)「場面依存性」について参照、周倩倩「中国法におけるプライバシーと個人情報の二元的区別―微信読書判決（北京インターネット法院2020年07月30日）の検討」六甲台論集第72巻1号（2025年）1-20頁（15頁）。

(47) 寧園・前掲注（45）47頁。丁暁東「個人信息的双重属性与行為主義規制」法学家1期（2020年）64-76頁（74頁）も「対世的排他性の欠如」を指摘する。なお、寧論文は個人情報保護法成立以後のものであるが、民事権利説に対する批判を理解する上で有益なので、便宜上ここで引用する。

(48) 丁暁東「個人信息権利的反思与重塑－論個人信息保護的適用前提与法益基礎」中外法学32巻2号（2020年）339-356頁（339頁）。王苑「個人信息保護在民法中的表達――兼論民法与個人信息保護法之関係」華東政法大学学報24巻2号（2021年）68-79（72頁）。

(49) 寧園・前掲注（45）49頁。寧教授は、Wesley Newcomb Hohfeld,Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning, 23 The Yale Law Journal 30（1913）を引用する。同論文及びHohfeld1917年論文が収録された著書（Walter Wheeler Cook 編）の日本語訳として、森村進訳『法の基本的諸観念』（勁草書房、2026年）がある。同書は power を「権能」、privilege を「特権」と訳しているが、寧教授は、おそらく Hohfeld の privilege が「義務の不存在」を意味することを重視して、「自由」と訳している（この点について参照、森村進「訳者解説」前掲書176-179頁）。

とが明らかである。立法は、個人情報を排他性・支配性を有する独立人格権として構成しておらず、「権利―義務」対応関係を基礎とする相対的法関係として設計している。したがって、「個人情報権」は制度的構築に基づく相対的権利であり、民法上の対世的権利とはいえないというのが、同説に関する規範的観点からの批判である。

2. 民事権利説の現実的困難：個人情報の社会的公共性と個人支配能力の衝突

民事権利説は、現実的困難の観点からも批判されている。個人情報権利化論は、「個人による情報の自律的支配」を中心理念として、個人情報の自己決定権構造を確立しようとする。しかし、この「個人コントロール」中心の権利説は、情報社会およびデータ経済の現実構造の中で根本的な緊張に直面している。個人情報の生成・伝達・利用の各過程は、社会的交流および公共的データ流通に依存しており、個人が自己情報を排他的に支配することは事実上不可能である。情報の公共的属性と社会的依存性は、「個人が完全に自己情報を支配する」という理念を規範的にも現実的にも成立困難にしているというのである(50)。

(1) 個人情報の識別機能と社会的依存性

高富平教授によれば、個人情報は主体の自己表示手段であると同時に、社会が個人を識別・接続し、相互作用や信頼を形成するための媒介として機能する。この意味で、個人情報の価値は個人内部に自足的に存在するのではなく、社会主体による識別・記録・利用というプロセスを通じて発現する点にあり、本質的に「社会依存的」な性質を有する(51)。

さらに、高教授はビッグデータ・AI 技術の発展に伴い、個人情報の識別機能は拡張され、行動履歴や消費記録・嗜好データなど多様なデータが統合されることで「個人プロファイル」が構築されるようになったことを指摘する。この段階では、識別の焦点は「誰であるか」から「どのような人であるか」へと転換し、個人のアイデンティティはアルゴリズム分析の中で再構成される。換言すれば、個人は情報を提供する主体であると同時に、データによって構築される客体でもある(52)。

以上を踏まえると、個人情報の価値は単なる自己表現に収まらず、社会全体の分析・判断・統治・協働を支える基盤にある。したがって、個人情報は私的財としてのみ把握されるべきではなく、公共的機能を有する社会的資源として理解されることが妥当だというのが高教授の見解である(53)。

---

(50) 高富平・前掲注（5）86頁。
(51) 高富平・前掲注（5）94頁。
(52) 高富平・前掲注（5）94頁。
(53) 高富平・前掲注（5）95頁。

(2) 個人情報の公共性と非排他的支配構造

権利説の論理的前提は、個人が自己情報に対して排他的支配を有するというものであるが、梅夏英教授によれば、個人情報の本質は共有可能性・伝達可能性にあり、それは個人識別のみならず、公共的目的にも利用されうるため、個人に排他的支配を与えることは、実質的に公共領域の情報を私有化することであり、法的正当性を欠き、情報自由流通の社会基盤にも反する(54)。高富平教授も、個人情報の公共性または公共財性はますます多くの学者によって認められており、これは必然的に個人情報保護が非個人的決定性を持つという結論を導くと主張する(55)。

以上より、個人情報の公共的属性および社会的依存性は、それが個人の排他的支配の対象たり得ないことを示している。個人が個人情報を支配するということは、情報流通の社会的本質を看過し、データ社会における情報共有・イノベーション・統治の現実的要請に適合しない。個人情報保護の合理的方向は、その公共性基盤に立脚し、社会的決定と制度的均衡を重視し、規範的ルールを通じて個人利益・社会利益・公共利益の調和を図ることであるとされる。これらの点が、民事権利説の問題点として指摘されている(56)。

(三) 個人情報とはいかなる権利か

個人情報に権利性を認める民事権利説の立場を前提にすると、学理上さらに問われるのは、個人情報権がいかなる民事権利に属するのかという点である。この問題は、権利の属性の確定と体系上の位置づけに関わるものであり、主に「財産権説」「一般人格権説」「プライバシー権説」「個人情報権説」という四つの見解が存在する。

1. 財産権説

財産権説は、個人情報を財産権の枠組みで保護することが最も有効であると主張する。1960年代以降、欧米の一部学者は、プライバシーや個人データの保護を財産権概念に基づ

---

(54) 梅夏英「在分享和控制之間数拠保護的私法局限和公共秩序構建」中外法学31巻4号（2019年）845-870頁（850頁）。

(55) 高富平・前掲注（5）第95-96頁。高教授は以下の欧米の学者の見解を引用している。Corien Prins, Property and Privacy: European Perspectives and the Commodification of Our Identity, 16 Information Law Series 223-257（2006）; Edward J. Janger & Paul M. Schwartz, The Gramm-Leach-Bliley Act, Information Privacy, and the Limits of Default Rules, 86 Minn. L. Rev. 1219, 1253（2002）。

(56) 民事権利説のこれらの問題点を指摘する高富平教授、寧園教授らは、個人情報保護法成立後、「処理リスクを統制するための道具的権利」論を唱える（高富平·李群濤「"個人信息権益"的民法新定位」東岳論叢第44巻6号（2023年）166-176頁（168頁）。寧園・前掲注（45）、この議論については別稿で検討を予定している。

いて構築すべきであると提唱してきた。2007 年に、劉徳良教授は、「プライバシーを保護する最も簡便な方法は、個人情報に対する支配権をデータ主体が有する財産権として構想することである」という見解に依拠し、個人情報とは、自然人が自己の個人情報の商業的価値を支配する新たな財産権であると主張した(57)。

しかし、この学説は広く批判を受けている。

批判的見解は、第一に、財産権化の傾向は人格権の物化を招き、個人情報と人格との密接な関連を軽視するとする。第二に、現実において情報市場の権力構造は極めて不均衡であり、情報主体は取引において弱い立場に置かれるため、財産権の論理によって真の自己決定や平等を実現することは困難であるとされる(58)。第三に、個人情報が経済的価値を有するとはいえ、その本質的価値は人格的尊厳やアイデンティティの保護に由来するものであり、財産法の枠内に全面的に取り込むことは不適切である。したがって、財産権説は理論的にも正当性を欠き、実務的にも明確なリスクを伴うというのである(59)。

2. 一般人格権説

一般人格権説は、個人情報が体現する人格的利益は特定の人格権類型を超えるものであり、一般人格権によって包括的に保護されるべきだとする立場である。馬俊駒教授は、個人データに具現される人格的利益は、人格的尊厳、人間の自由、身体の完全性などの基本的価値を含み、一般人格権の範疇に属すると主張する(60)。

しかし、この学説の限界は、一般人格権の概念が過度に抽象的であり、司法上の解釈拡張に依存するため、その適用範囲が不明確になる点にある。特に不法行為法上では、一般人格権を根拠とするだけでは立証責任の分配が不合理となり、裁判の予測可能性や法的安定性を損なうおそれがある(61)。したがって、個人情報権を一般人格権の範疇に位置づけることは、過渡的には意義を有するものの、デジタル社会における権利の明確な範囲と内容の要請には十分に応えられない。

---

(57) 劉徳良「個人信息的財産権保護」法学研究 3 期（2007 年）80-91 頁（84 頁）。同教授は、Arthur R. Miller, Personal Privacy in the Computer Age, 67 Michigan Law Review 1089（1969）を参照する。

(58) 洪海林「個人信息的民法保護研究」法律出版社（2010 年）70-73 頁。

(59) 孔令傑「個人資料隠私的法律保護」武漢大学出版社（2009 年）77-86 頁。

(60) 馬俊駒「個人資料保護与一般人格権（代序）」載斉愛民主編「個人資料保護法原理及其跨国流通法律問題研究」武漢大学出版社（2004 年）1 頁。

(61) 謝遠揚「信息論視角下個人信息的価値――兼対隠私権保護模式的検討」清華法学 9 巻 3 号（2015 年）94-110 頁（98 頁）。

3. プライバシー権説

プライバシー権説は、プライバシー権には私生活の平穏を保護する側面と、情報に関する自己決定の側面が含まれるため、個人情報はその構成要素の一部として理解できるとする(62)。中国でも、一部の学者は、個人情報はプライバシー権の拡張によって十分に保護できるため、新たな権利類型を創設する必要はないと主張する(63)。

しかし、後述する個人情報権説に立つ多くの研究者は、プライバシー権と個人情報権とは異なる概念領域に属すると考えている(64)。プライバシー権は主に「秘密性」や「精神的平穏」を保護するのに対し、個人情報権は情報の「管理」と「利用」に重点を置き、人格的価値と財産的価値を併せ持つ。両者は保護範囲、内容、救済手段のいずれにおいても明確に異なる。たとえば、プライバシー権は侵害された後に救済されるが、個人情報侵害は侵害する前に、積極的に訂正、削除などの権利を行使することができる。このため、プライバシー権説では、個人情報保護制度の全体的要請を十分に充たすことはできない(65)。

これらに対して、個人情報の権利性の内在的特質を最もよく反映する学説として現在民事権利説の主流になっているのは、個人情報権説である。以下、項を改めて同説を検討する。

(四) 個人情報権説の検討 (1) -権利体系上の位置付け

1. 核心的特徴

王利明教授は、「個人情報権」は人格権体系に属する具体的権利であり、独立した権利として取り扱うべきだと指摘する(66)。

斉愛民教授は、「個人情報権」の内容について、個人情報権とは情報主体が自己の個人情報に対し有する支配・管理・排除の権利であり、その構成要素として情報決定権、秘密保持権、照会権、訂正権、削除権、報酬請求権を挙げ、「コントロール―救済―利益獲得」という三層構造を提示したと述べる(67)。

また、楊立新教授は、個人情報権を「自然人が自己の個人識別情報に対し法的に有する支

---

(62) 王沢鑑「人格権法：法釈義学、比較法、案例研究」北京大学出版社（2013年）187、209頁。

(63) 徐明「大数拠時代的隠私危機及其侵権法応対」中国法学1期（2017年）130-149頁（135頁）。

(64) 王利明「論個人信息権的法律保護――以個人信息権与隠私権的界分為中心」現代法学35巻4号（2013年）62-72頁（68頁）。周漢華「平行還是交叉―個人信息保護与隠私権的関係」中外法学33巻5号（2021年）1167-1187頁（1169頁）。程嘯「論個人信息権益与隠私権的関係」当代法学36巻4号（2022年）59-71頁（62頁）。

(65) 張新宝「従隠私到個人信息：利益再衡量的理論与制度安排」中国法学3期（2015年）38-59頁（42頁）。

(66) 王利明・前掲注（42）69頁。

(67) 斉愛民「個人信息保護法原理及其跨国流通法律問題研究」武漢大学出版社（2004年）109-110頁。

配権・排他権を内容とする人格権」と定義し、保有権、決定権、知情権、訂正権、削除権、忘れられる権利などをその内容として挙げているとする(68)。

上記の見解から、「個人情報権」の核心的特徴として次の三点が導かれる。

第一に、独立性――個人情報権は人格的利益を基礎としながらも、独立した権能体系と明確な客体範囲を備える。

第二に、支配性――情報主体は防御的な排他権のみならず、情報を積極的に管理・利用する主体的権能を有する。

第三に、複合性――個人情報権は人格的尊厳に基づく精神的側面と、経済的価値を有する財産的側面の双方を兼ね備える。この二重の性質が、個人情報権を既存の人格権の枠に単純に包含することを許さず、独立した法的地位を与える根拠となる。

2. 人格権体系における位置付け及びプライバシー権との関係

もっとも、個人情報権を独立した具体的人格権として確立するためには、なお二つの核心的理論問題に答える必要がある。すなわち、(1) 個人情報権は一般人格権に属するのか、それとも具体的人格権に属するのか、(2) 具体的人格権だとすればどのような特質を有するのか、(3) 個人情報権はプライバシー保護の理念に由来するとはいえ、プライバシー権とは独立した人格権的性質を有するのか、という点である。これらの問題を明確にすることによって、初めて民法体系の中で個人情報権の法的性質と地位を精確に定立することができる。

(1) 一般的人格権か具体的人格権か

初期の一部学説は、個人情報に内在する人格的利益は個別の人格的利益を超えるものであり、その内容は人格の尊厳、人間の自由及び身体の完全性といった基本的価値に関わるものであるため、一般人格権の保護範囲に属すると主張している(69)。この見解は、一般人格権による個人の人格全体に対する抽象的かつ包括的な保護機能を強調し、立法上明示されていない新しい人格的利益を包摂することができると考えるものである。

最高人民法院の「民事侵害による精神的損害賠償責任の確定に関する若干の問題に関する解釈」第 1 条は、「人格の尊厳権」を精神的損害賠償の保護対象として明示している。同条は理論上、一般人格権の具現化と解され、具体的人格権の立法上の不足を補う機能を有するものとされる(70)。したがって、立法が個人情報権を明文で規定する以前において、一般人格

(68) 楊立新・前掲注 (40) 41 頁。
(69) 馬俊駒・前掲注 (60) 1 頁。
(70) 楊立新・楊帆「最高人民法院《関于確定民事侵権精神損害賠償責任若干問題的解釈》釈評」法学家 5 期 (2001 年) 50-59 頁 (53 頁)。

権によって人格的利益の包括的保護を図ることは一定の合理性を有していた。

しかしながら、一般人格権の概念は過度に抽象的であり、具体的な権利境界を欠くため、司法判断の予見可能性および運用可能性を損なうという問題がある。謝遠揚教授が指摘するように、一般人格権の外延は曖昧であり、これに依拠して個人情報を保護することは、司法適用上の不確実性および責任認定の困難を招くおそれがある(71)。

また、個人情報権の具体的人格権としての限定性を無視して、明確性と確定性に欠ける一般人格権の範疇に依然として含めるとすれば、情報主体の実効的保護を弱めるのみならず、人格権体系の体系性と整合性を破壊する危険があるという見解がある(72)。

このような理由から、個人情報権は具体的人格権として確立されるべきであるとする見解が、多くの学者に受け入れられるようになってきている(73)。一般人格権の抽象性に対し、具体的人格権は明確な保護客体および権能内容を有し、たとえば生命権、健康権、氏名権、肖像権などがその典型である。個人情報権の客体もまた高度に識別可能であり、「単独または他の情報と結合して特定の自然人を識別し得る情報」を対象とする。その権能体系も、情報の保有・管理・利用・削除といった行為を中心に明確かつ実践的である(74)。さらに、民法典人格権編の制定以降、立法者は新たな人格的利益を具体化・権利化し、デジタル社会における複雑な人格リスクに対応しようとする傾向を強めている(75)。このことから、体系的解釈および司法運用の観点からも、個人情報権は一般人格権の抽象的保護に依拠するのではなく、独立した具体的人格権として位置づけるべきであるとされる。

(2)「複合人格権」としての個人情報権

それでは個人情報権の具体的人格権としての特質についてはどのように考えられているだろうか。

---

(71)　謝遠揚・前掲注（61）100頁。

(72)　王利明・前掲注（42）72頁。

(73)　王利明教授（前掲注（42））、楊立新教授（前掲注（40））のような中国民法学界において高い影響力を有する論者が個人情報を具体的人格権として認められるべきだという見解を主張したことが重要だったと推測される。その後、葉名怡「論個人信息権的基本範疇」清華法学12巻5号（2018年）143-158頁（148頁）、張里安・韓旭至前掲注（1）、王成・前掲注（4）、程嘯「民法典編纂視野下的個人信息保護」中国法学4期（2019年）26-43頁（30頁）、申衛星「論個人信息権的構建及其体系化」比較法研究5期（2021年）1-13頁（6頁）、彭誠信「論個人信息的双重法律属性」清華法学15巻6号（2021年）78-97頁（83頁）も、個人情報を具体的人格権として認められるべきだとしている。

(74)　楊立新・前掲注（40）41頁。

(75)　鄭維煒「個人信息権的権利属性、法理基礎与保護路径」法制与社会発展26巻6号（2020年）125-139頁（128頁）。

第一に、個人情報権は具体的人格権として、依然として人格的性質をその核心属性として有する(76)。個人情報に内包される利益は、顕著な精神的・人格的性格を有する。個人情報は個人の社会的アイデンティティおよび人格像を記録・構成するものであり、その完全性および真実性は個人の尊厳と自律性に直接的に影響を及ぼす。張新宝教授は「個人が自己の“情報化された人格”と実際の自己とが一致し、歪曲されずに維持されることによってのみ、自己尊重と人格的自由を保持し得る」と述べていた(77)。したがって、個人情報保護の核心目的は、単に情報漏洩の防止にあるのではなく、個人の人格的尊厳および情報自己決定権の保障にある。

しかし第二に、個人情報には一定の財産的性格を伴う人格的利益も存在する。この点において、個人情報は肖像権と類似の法的構造を持つ。すなわち、いずれも人格的利益を核心としつつ、市場価値への転化可能性を有する権利である。肖像権の客体である「肖像」は、人格的利益に由来するが、商業的利用を通じて経済的利益に転化し得る。同様に、個人情報も身分識別的資料として、許諾・ライセンス等の手段を通じ財産的価値を形成し得る(78)。不当な情報利用は利用者に経済的利益をもたらす一方で、情報主体に財産的損害を与える可能性がある(79)。

このような人格性と経済性の双方を兼ね備える特質により、個人情報権は「複合人格権」としての性格を帯び、従来の人格権を超える制度的価値を有しているとされる(80)。

(3) プライバシー権との区別

さらに個人情報権説は、個人情報権とプライバシー権との相違は、その独立した人格権としての性格を明確に示しているとする(81)。

まず、権利客体の点で、プライバシー権は私生活上の秘密的情報の非公開を目的とするのに対し、個人情報権はより広範な範囲を対象とし、特定の個人を識別可能とするあらゆる情報を保護する。情報自体に私密性（他者に知られたくないこと）(82) がない場合であっても法的保護の対象となる(83)。

---

(76) 王利明・前掲注（42）70頁がその旨を明確に記述する。
(77) 張新宝「従隠私到個人信息：利益再衡量的理論与制度安排」中国法学3期（2015年）38-59頁（42頁）。
(78) 楊立新・尹甕「侵害肖像権及其民事責任」法学研究1期（1994年）89-96頁（90頁）。
(79) 彭誠信「論個人信息的双重法律属性」清華法学15巻6号（2021年）78-97頁（80頁）。
(80) 楊立新・前掲注（40）41頁。
(81) 王利明・前掲注（42）70頁。
(82) 「私密性」の意味については、周倩倩・前掲注（46）1頁参照。
(83) 斉愛民「拯救信息社会中的人格：個人信息保護法総論」北京大学出版社（2009年）79頁。

次に、権利の性質に関して、プライバシー権は精神的利益を核心とする受動的・防御的な人格権であるのに対し、個人情報権は人格性と財産性を併せ持つ能動的・支配的権利であり、情報の侵害防止のみならず、利用・利益取得・許諾といった積極的機能をも包含する(84)。

さらに、権利内容の点では、プライバシー権が個人の秘密保持と私生活の平穏維持を重視するのに対し、個人情報権は情報のコントロールと自己決定を核心とし、知情権・決定権・利用権など「情報自己決定権」を体現する能動的特質を有する(85)。

最後に、救済方法の面でも、プライバシー権が主として侵害停止や妨害排除といった消極的防御的救済に依拠し、精神的損害賠償を中心とするのに対し、個人情報権は更新・訂正・削除等の積極的救済を含み、また経済的属性に基づく財産的賠償も認め得る(86)。

以上のように、個人情報権はプライバシー保護の理念に端を発するものの、既にプライバシー権の伝統的範疇を超越している。その客体範囲はより広く、権能内容はより多様であり、人格的利益と経済的利益が融合した複合的性格を示す。個人情報権の確立は、人格権体系が受動的・防御的構造から能動的・支配的構造へと転換することを意味し、民法典人格権編が情報化時代における個人の尊厳と自己決定権の保障を実現するための制度的革新であると評価できる。

3. 小括と課題

以上の検討を踏まえると、権利説の主流としての個人情報権説は主に「人格権体系における独立した権利」という理論的基盤に立脚し、「個人情報権」は民法上、独立した具体的人格権として承認されるべきであると主張する。その理論的出発点は、個人情報が担う利益の内容が、もはや一般的人格尊厳の抽象的表現にとどまらず、明確な客体・具体的な権能・実効的な救済手段を備えた複合的人格的利益であるという点にある。民事法益説とは異なり、民事権利説は個人情報保護を単なる防御的利益としてではなく、主体の自己決定と支配の権能として把握し、情報社会における人格的自律の新たな形態を提示している。

まず、民事権利説は民法総則・民法典の体系的解釈と学理上の（1）保護利益の独立性・可分性、（2）権利客体の独立性、（3）社会および技術の発展という三つの側面から個人情報の権利性を論証した。しかし、民事権利説には、民法典および個人情報保護法の立法論理から乖離していることと個人情報の社会的公共性と個人支配能力の衝突という二つの大きな問題が存在することが明らかになった。

（84）　王利明・前掲注（42）73頁。
（85）　楊立新「侵権法熱点問題法律応用」北京 人民法院出版社（2000年）419頁。
（86）　王利明・前掲注（42）74頁。

次に、民事権利説において主流である個人情報権説の内容について検討した。権利内容の側面から見ると、個人情報権は「支配的権利」である。すなわち、情報主体は自己の情報が収集されるか否か、どのように利用されるか、第三者に提供されるか、あるいは削除されるかを自ら決定することができる。このような権能体系は、従来の人格権の消極的・防御的構造を突破し、民法上の人格権において「侵害の禁止から利用の統制へ」という構造的転換を示している。

さらに、権利の属性において、個人情報権は人格性と財産性の双方を有し、情報時代における人格的利益の複合的構造を体現している。情報は人格の外的表象として、個人の尊厳・独立・自由といった精神的価値を担うと同時に、ネットワーク取引やデータ利用において潜在的な経済的価値を有する。この「市場化可能な人格利益」という特質は、個人情報権の現代的意義を示すものであり、従来の人格権（例えば姓名権・プライバシー権）との質的差異を明確にする。したがって、個人情報権の独立的確立は、人格権体系の重複ではなく、その構造的延伸と機能的進化を意味する。

また、理論的区分の観点から見ると、個人情報権とプライバシー権は保護目的において共通の起源を持ちながらも、その保護対象・権利性質・権能内容・救済手段において明確に区別される。プライバシー権は、他人に知られたくない私的領域を保護する消極的・防御的人格権であるのに対し、個人情報権は識別可能な個人情報全体を対象とする積極的・支配的人格権であり、人格的尊厳と経済的利益の双方を兼ね備えた複合的権利である。言い換えれば、プライバシー権の核心は「私密」であり、個人情報権の核心は「統制」である。前者が他者の知悉を防ぐ「秘密の権利」であるのに対し、後者は「他者がどのように知るかを決定する権利」である。この違いは、権利内容の刷新を反映すると同時に、情報社会における人格権保護の方向転換を象徴している。

このように、権利説は個人情報権を体系上、独立した具体的人格権として確立すべきことを強調する。その独立性は、一方で一般人格権が保護する人格尊厳の価値を内包しつつ、他方で独自の客体・特定の権能内容・制度的機能を有し、司法実務において直接適用可能である点にある。その確立は、プライバシー権保護の限界を補い、情報人格利益に対する法の精緻な応答力を高めるとともに、民法上の人格権体系の一層の精緻化と機能分化を促進し、情報社会の複雑な現実に適応する制度的基盤を整備するものである。

もっとも、権利説が主張する個人情報権の独立性と自己統制の強調は、理論的・実践的両面からの再検討を要する。

第一に、個人情報が特定の個人を識別し得るとしても、それが直ちに個人に帰属するとは限らず、情報の流通は人と社会との関係形成の不可避的結果であるため、社会的性格を有す

る情報を個人が完全に統制することはできないとの指摘がある[87]。

第二に、個人情報の範囲の曖昧さにより、個人情報の権利客体としての明確性を欠き、第三者に対する行為規範を設定できず、典型的な権利の外観を欠いているとの批判もある[88]。

さらに、法律上の保護範囲は個人情報処理活動に限定され、かつ特定の処理者にのみ及ぶため、個人の自律的利益は依然として防御的利益の範疇にとどまり、完全な権利形成には至っていないとされる[89]。

したがって、権利説が主張する個人情報権を実現するためには、個人情報権が独立した新たな権利客体を有し得るか、また個人情報に対する自己統制権能が実効的に実現可能かについて、今後さらに検討を重ねる必要がある。

（五）個人情報権説の検討（2）-権利構造論

民法典及び個人情報保護法は個人情報の主体に、個人情報処理活動に関する知情権、決定権、削除権等の請求権を認めている。それではこれらの請求権と、個人情報そのものの法的性質とは、どのような関係にあるだろうか。

有力な学説は、これらの請求権の基礎にある何らかの「権益」―個人情報保護法制定後は「個人情報権益」とされているもの―の存在を認めた上で、上記の請求権を基礎的権利から派生するものと捉えている。

程嘯教授は、これら基礎的権利と派生的請求権に関する学説を以下の図のように整理し、基礎的権利としての個人情報権益から派生する請求権の性質について、①権能説、②道具的権利説、③救済的権利説という三つの学説があるとする。以下程教授の整理に従った上で、権能説の内容のみ紹介する[90]。

（87）　高富平・前掲注（5）96頁。

（88）　楊芳「個人信息自決権理論及其検討：兼論個人信息保護法之保護客体」比較法研究6期（2015年）22-33頁（26頁）。

（89）　程嘯「民法典編纂視野下的個人信息保護」中国法学4期（2019年）26-43頁（39-43頁）。

（90）　程嘯「論個人信息権益」華東政法大学学報26巻1号（2023年）6-21頁（21頁）。程嘯論文は、個人情報保護法制定後のものであるが、民法典に関する学説も含めて論じられているため、ここで扱う。権能説のより詳細な分析及び道具的権利説、救済的権利説については、個人情報保護法制定後の状況も踏まえて、別稿で検討する予定である。

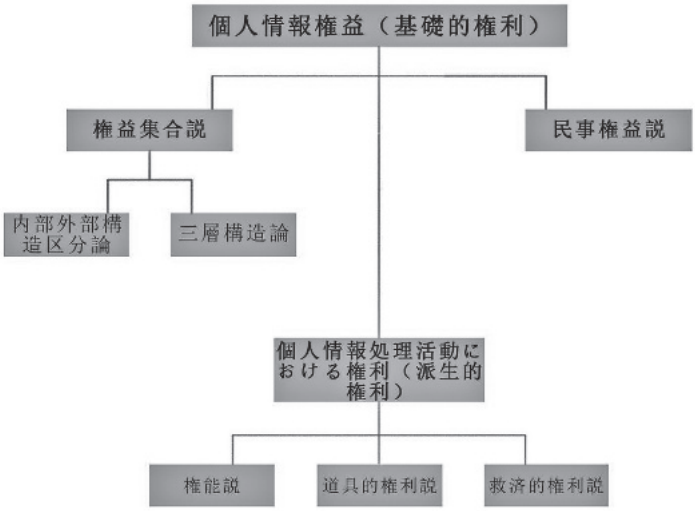

図　程嘯「論個人信息権益」華東政法大学学報26巻1号（2023年）6-21頁（21頁）の内容に基づき筆者が作成

権能説に立つ諸学説は、アプローチこそ異なるものの、最終的には共通の結論に収斂するとされる。すなわち、知情権・同意権・訂正権・削除権などは独立した法的権利ではなく、個人情報権を構成する操作的権能にすぎず、情報主体の人格的利益保護および情報コントロールを実現するために機能するものであるとされる。

申衛星教授は依存関係に着目し、これらの権能は個人情報権という母体に依存してそれから分離・独立し得ず、独立的な処分価値も持たず、情報主体の基本的防御手段または情報処理への参加手段として作用すると述べる(91)。

王利明教授は、体系構造論の観点から、閲覧・訂正・削除など多様な権能によって形成される「権能の束」として個人情報権を理解し、各権能が異なる処理段階においてそれぞれ保障機能を果たすことで、制度的な情報コントロール構造を形成すると論じる(92)。

権能説を代表する葉名怡教授は、各国の個人情報保護法が定める「権利内容」は、知情権、訂正権、忘れられる権利などほぼ共通していると述べた上で、個人情報権の理論的構造には

(91)　申衛星「論個人信息権的構建及其体系化」比較法研究5期（2021年）1-13頁（4頁）。
(92)　王利明「論個人信息刪除権」東方法学1期（2022年）38-52頁（39頁）。

概ね二つのモデルが考えられるとする。第一は「包括的権利―具体的権利」モデルで、個人情報権を一つの包括的権利として把握し、その下に複数の具体的権利を配置するものである。その典型例は、著作権と、その下位に置かれる各種の著作者人格権及び複製権、頒布権、上演権等の著作財産権である。第二は「具体的権利―権能」モデル、即ち「具体的人格権としての個人情報権」と、それを構成する複数の「権能」からなるモデルである。その典型例は、所有権と、その下に置かれる占有・使用・収益・処分といった四つの権能である(93)。

そして葉教授によれば、ある法的権限が権利（Rechte）に当たるかどうかは、①独立譲渡可能性、②分離後の母体権利の存続、の二点で判断される。独立して存在できず単独譲渡価値を欠く場合は「権能」（Befugnisse）にとどまり、分離しても母体権利構造に影響がなければ「権利―権能」の関係にある(94)。

この基準に基づくと、①独立譲渡可能性については、知情権・訂正権・削除権等は独立の経済的・人格的価値を有さず、単独の法的客体として譲渡することもできない。仮に形式的に分離したとしても、譲受人にとって実質的な意味を有しないため、独立の権利と評価することはできない。②分離後の母体権利の存続については、仮に国家安全等の法定の例外で同意権や削除権が制限されたとしても、個人情報権自体の存続が損なわれることはない(95)。これらの理由等から葉教授は、知情権、訂正権、削除権等には独立した権利性を認められず権能にすぎないとし、個人情報権の理論構造は、第二の「具体的権利―権能」モデルに該当すると論じている(96)。

五　総括と残された課題

本稿の一から四までの検討をまとめる。

一では、デジタル社会における個人情報保護の核心問題として、データ流通と個人権利保護の均衡を示し、その枠組みの中で中国における個人情報の法的性質をめぐる民事学説上の

---

(93)　葉名怡「論個人信息権的基本範疇」清華法学 12 巻 5 号（2018 年）143-158 頁（150 頁）。なお、「包括的権利」の原語は「概括権利」であるが、ニュアンスを重視して本文のように訳した。

(94)　前掲注（93）。ここでの葉教授の議論は、Larenz の民法体系書（Karl Larenz, Allgemeiner Teil des deutschen bürgerlichen Rechts, 7., neubearbeitete Auflage, München: Beck, 1989）の中国語訳（卡爾・拉倫茨「徳国民法通論」王暁晔等訳 法律出版社（2013 年）263 頁）に依拠している。

(95)　葉名怡・前掲注（93）。株主がその配当請求権や議決権を分離したり譲渡したりしても、株主としての法的地位を失わないのと同じだとされる。

(96)　葉名怡・前掲注（93）151-152 頁。なお葉教授は、具体的権利―権能モデルを支持する理由として、他にも利益の重要性、著作権との相違、請求権的権能が具体的権利の存在と矛盾しないこと等を挙げている。

対立という問題を提起した。

二では、中国における個人情報保護法制の変遷を整理し、民法総則から民法典、さらに個人情報保護法へ至る過程で個人情報が法的にどのように位置づけられてきたかを示した。その中で、個人情報を「権利」とみる民事権利説と、「保護される利益」とみる民事法益説との対立が明確化し、権利説は「個人情報に対する主体の支配と人格的保障」を強調するのに対し、利益説は「個人情報を社会的資源と捉え、制度的規制による均衡的保護」を重視する点という基本的対立点を示した。

三では、民事法益説が個人情報を独立した権利ではなく、行為規制によって保護される法益として位置づける理論構造を整理した。その根拠は、立法文言の解釈、権利形成より規制を重視する立法目的、個人情報の権利客体としての不確定性、そして過度な権利化が情報流通を阻害するという制度的懸念に求められる。しかしながら、民事法益説には、個人と情報処理主体との権力格差を是正できない点や法的予測可能性の不足、不法行為救済の弱さ、制度設計の混乱といった限界も指摘されている。すなわち、本説は柔軟性と利益衡量の点で意義を有しつつも、現代デジタル社会における実効的な個人保護を十分に担保し得るかについては依然として検討の余地が残る。

四では、民事権利説の理論的構成とその問題点を検討した。しかし、個人情報が社会的流通や公共利用に依存する性質を十分に説明できず、現行法では実質的に相対的請求権として保護されることから、過度な権利化は法体系との不整合や社会的機能との矛盾を招くとの批判があると示した。

次に、個人情報の法的性質を巡っては、民事権利説の内部に、財産権説・一般人格権説・プライバシー権説・個人情報権説の四説が提示されてきた。財産権説は取引可能性に基づくが人格的価値を損ない、権力構造の不均衡を助長する。一般人格権説は包括的保護を可能とするが、抽象的で司法上の予測可能性に欠ける。プライバシー権説は、秘密性を前提としない情報や積極的管理・利用権能を十分に扱えないという欠陥があることを述べた。

これに対し、個人情報権説は、個人情報権を独立した具体的人格権として位置づけ、支配性・独立性・人格性と財産性の複合性を特徴とする。個人情報権は、受動的・防御的保護を、情報の管理・利用・決定を含む能動的権利へと転換するものであり、プライバシー権とは客体範囲・権利内容・救済手段において明確に区別される。したがって、個人情報権は情報社会に適合する新たな人格権類型として、民法体系内に独立した法的位置づけを与えるべきであるというのが同説の立場であることを示した。

最後に、個人情報権の権利構造論について、①権能説、②道具的権利説、③救済的権利説の三類型に分けられるとする程嘯教授の議論を紹介し、権能説の内容のみ紹介した。権能説は、知情権・決定権・削除権等の法が定める請求権は、「権利」の判断基準である（ア）独立譲渡不可能性、（イ）分離後の母体権利の存続に照らして、「権能」に該当すると論ずるも

のであることを示した。

以上本稿は、中国における個人情報の法的性質論に関して、主に個人情報保護法制定前における民法上の議論を検討した。個人情報保護法制定後には民法上の議論に加えて、公法／私法の関係も論じられるようになる。その点の検討が筆者の次の課題である[97]。

(97)　冒頭に述べたように、デジタル社会の全面的到来により、データ流通の促進と個人権利の保障との間でいかに規範的均衡を実現するかは、個人情報保護制度の核心的課題であり、その課題は普遍的なものだと思われる。近時日本では、憲法学を中心に、情報プライバシー権の捉え方をめぐる活発な議論が展開されているが（最近の指摘として、山本龍彦「情報プライバシー権論争の基底にあるもの―デジタル化と＜個人＞」音無知展／山本龍彦編『プライバシー』（法律文化社、2025年）143-164頁）、中国における個人情報の法的性質論と近時の日本の議論との比較を、筆者の最終目標としたい。